

三好市公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則
 三好市公共工事標準請負契約約款に関する規則（令和2年三好市規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)</p> <p>第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を<u>下請負契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。以下同じ。)</u>の相手方としてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受注者は、<u>当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は発注者の指定する期間内に、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。</u></p>	<p>(下請負人の制限等)</p> <p>第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を<u>下請負人</u>としてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受注者は、<u>次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合。</u></p> <p>イ <u>当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別な事情があると発注者が認める場合。</u></p> <p>ロ <u>発注者が指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を、受注者が発注者に提出した場合。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当</u></p>

3 発注者が、受注者が第1項の規定に違反していると認める場合又は前項前段に定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず、受注者が同項後段に定める期間内に書類を提出しなかった場合において、受注者は、発注者の請求に基づき、違約罰(以下「制裁金」という。)として、受注者が当該社会保険等未加入建設者と締結した下請契約の最終の請負代金の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(現場代理人等)

する場合。

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他特別な事情があると発注者が認める場合。

ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から三十日(発注者が受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合。

3 受注者は、次の各号に掲げる場合には、発注者の請求に基づき、違約罰(以下「制裁金」という。)として、当該各号に定める額を発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(1) 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額。

(2) 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額。

(現場代理人等)

第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

(1) 略

(2) 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐(建設業法第26条第1項に規定する主任技術者、同条第2項に規定する監理技術者又は同条第3項ただし書に規定する監理技術者補佐をいい、同項の工事の場合にあっては、専任の主任技術者又は監理技術者(同条第4項の監理技術者資格者証の交付を受けている者に限る。)とする。以下同じ。)

(3) 略

2～5 略

(前金払及び中間前金払)

第35条 略

2～7 略

8 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(解除に伴う措置)

第50条 略

2 略

3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第38条の規定による部分払をしているときは、

第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

(1) 略

(2) 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐(建設業法第26条第1項に規定する主任技術者、同条第2項に規定する監理技術者又は同条第3項ただし書に規定する監理技術者補佐をいい、同項の工事の場合にあっては、専任の主任技術者又は監理技術者(同条第5項の監理技術者資格者証の交付を受けている者に限る。)とする。以下同じ。)

(3) 略

2～5 略

(前金払及び中間前金払)

第35条 略

2～7 略

8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、この契約の締結の日(以下「契約日」という。)における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率(以下「契約日における財務大臣が決定する率」という。))を乗じて得た額の遅延利息の支払を請求することができる。

(解除に伴う措置)

第50条 略

2 略

3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第38条の規定による部分払をしているときは、

その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第47条又は第48条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～9 略

(発注者の損害賠償請求等)

第51条 略

2～4 略

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

6 略

(受注者の損害賠償請求等)

第53条 略

2 第33条第2項(第39条第1項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(制裁金等の徴収)

第56条 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その

その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ契約日における財務大臣が決定する率を乗じて得た額の利息を付した額を、解除が第43条、第47条又は第48条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～9 略

(発注者の損害賠償請求等)

第51条 略

2～4 略

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における財務大臣が決定する率を乗じて得た額の利息を付した額とする。

6 略

(受注者の損害賠償請求等)

第53条 略

2 第33条第2項(第39条第1項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(制裁金等の徴収)

第56条 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その

支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日までの日数に応じ年3パーセントの割合で計算した額の利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

- 2 前項の規定による追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日までの日数に応じ契約日における財務大臣が決定する率を乗じて得た額の利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

- 2 前項の規定による追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき契約日における財務大臣が決定する率を乗じて得た額の延滞金を徴収する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。